

# 府費負担教職員出退勤管理システム導入業務委託

## 公募型プロポーザル 募集要項

### 1. 目的

本市の府費教職員向け出退勤管理に係る現行システムは、簡易的なスタンドアロン型の出退勤管理システムを導入しているが、日々蓄積される勤務データの即時かつ共有的な活用が困難なことから長時間労働者等の即時把握と対応及び働き方改革に向けた取り組みも困難な仕組みになっている。また、文部科学省が定める勤務時間管理の徹底と勤務時間の上限に関するガイドラインへの対応を徹底していくためには、在校等時間の見える化が課題となっている。

上記課題の解決を行い、合わせて学校現場のICTを進め業務の効率化を図ることを目的とする。

### 2. 募集対象業務

#### (1) 業務名

府費負担教職員出退勤システム導入業務

#### (2) 業務内容

別添「仕様要件及び企画提案依頼書」のとおりとする。

#### (3) 予定履行期間

システム導入業務：契約締結日から令和4年（2022年）8月24日まで

システム稼働期間：令和4年（2022年）9月から5年間

また、この業務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約を予定しているため、令和4年度以降において、当該契約に係る歳出予算において減額又は削除があったときは、契約を変更又は解除する。

#### (4) 提案価格

予算額 上限額 5,242,160円（消費税及び地方消費税を含む）（令和4年度 7月分）

予算総額 上限額 44,932,800円（消費税及び地方消費税を含む）（60月分）

なおこの金額にはシステム環境構築のほか、リース契約に必要な例月の運用及びシステム保守についても本提案価格内に含むものとする。リース契約に必要な正式な見積書は、事業者選定後に改めて提出を依頼することとする。

### 3. 参加資格

本業務に参加できる者は、プロポーザル参加申込書等の提出日時時点で、本市の入札参加資格登録業者であるとともに、下記のすべての要件を満たすものとする。なお、同申込書の提出後において、要件を満たさなくなった場合も参加を認めないものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 本市から豊中市入札参加停止基準（平成7年6月1日制定）に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。

(3) 本市から豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成24年2月1日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。

(4) プライバシーマーク又はISO27001若しくはこれらと同等の個人情報保護に係る第三者認証を取得していること。

- (5) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 107 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。
- (6) 平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）附則第 2 条による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申し立てをしていない者であること。
- (7) 平成 12 年 4 月 1 日以降に民事再生法第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続き開始の申し立てをしていない者又は申し立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続き開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続き開始の申し立てをしなかった者又は申し立てをなされなかった者とみなす。
- (8) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更正手続き開始の申し立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更正事件（以下「旧更正事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更正手続き開始の申し立てを含む。以下「更正手続き開始の申し立て」という。）をしていない者又は更正手続き開始の申し立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法第 41 条第 1 項の更正手続き開始の決定（旧更正事件に係る旧法に基づく更正手続き開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更生法第 199 条第 1 項の更正計画の認可の決定（旧更正事件に係る旧法に基づく更正計画の認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更正手続き開始の申し立てをしなかった者又は更正手続き開始の申し立てをなされなかった者とみなす。
- (9) 提案を行うシステムが、本市と同規模自治体（小学校・中学校合わせて50校以上を有する）の教育委員会への導入・運用実績を有していること。

#### 4. スケジュール（予定）

- (1) 募集要項等の公表 令和 4 年（2022 年）1 月 5 日（水）
- (2) 質問受付期限 令和 4 年（2022 年）1 月 11 日（火）17 時  
  - \* 質問は様式12を電子メールにて事務局まで送付してください。
  - \* 質問への回答は市のホームページに掲載し、個別には回答しません。
- (3) 質問回答期日 令和 4 年（2022 年）1 月 13 日（木）
- (4) 提案参加申込書等提出期限 令和 4 年（2022 年）1 月 17 日（月）17 時
- (5) 企画提案書等提出期限 令和 4 年（2022 年）1 月 19 日（水）17 時
- (6) 書類審査 令和 4 年（2022 年）1 月 20 日（木）～27 日（木）  
  - \* 提案者が 4 者以上となった場合に実施（書面開催の予定）
- (7) 書類審査結果送付 令和 4 年（2022 年）1 月 28 日（金）
- (8) 面接審査 令和 4 年（2022 年）2 月 3 日（木）
- (9) 審査結果の通知 令和 4 年（2022 年）2 月中旬 ※メール等にて通知
- (10) 委託契約の締結 令和 4 年（2022 年）2 月下旬予定

#### 5. 応募方法

- (1) 提案参加申込書等の提出
  - ① 提出書類

No	提出書類	留意事項	様式
1	提案参加申込書	・ 正本 1 部のみ提案者の代表印を押印。	様式 1
2	誓約書	・ 正本 1 部のみ提案者の代表印を押印。	様式 2
3	会社概要		様式 3
4	業務経歴書		様式 4
5	機密情報に関する誓約書	・ 正本 1 部のみ提案者の代表印を押印。	様式 5

## ②提出部数及び形式

提出部数：正本 1 部、副本は電子データにて提出。

※ 副本の電子データを格納した記録媒体（DVD-R）1 枚を提出すること。

## ③提出期限

令和 4 年（2022 年）1 月 17 日（月）（午後 5 時必着）

※ 郵送についても同様。

## ④提出方法

持参（土日及び午後 5 時以降は受け付けない。）または郵送のいずれかとする。

※ 郵送により提出する場合は書留とし、事務局に対し、提出書類の到達について確認すること。

## ⑤提出書類の取扱い

提出書類はいかなる場合でも返却しない。

## ⑥セキュリティ関連資料等の提供

機密情報に関する誓約書の提出をもって「豊中市情報セキュリティ規則」、「豊中市情報セキュリティ対策基準」及びその他別紙、参考資料、帳票サンプルを提供する。

## （2）企画提案書等の提出

### ①提出書類

No	提出書類	留意事項	様式
1	企画提案書	・ 正本 1 部のみ提案者の代表印を押印。 ・ ただし押印は 1 箇所のみとし、全ページに押印する必要はない。	
2	業務実施体制		様式 6
3	管理技術者及び担当技術者の業務実績		様式 7
4	業務協力会社体制（役割分担）予定		様式 8
5	見積書（導入年度）	・ 正本 1 部のみ提案者の代表印を押印。	様式 9
6	見積書（例年）	・ 正本 1 部のみ提案者の代表印を押印。	様式 10
7	機能要件仕様書		様式 11
8	資格証明する文書の	・ プライバシーマーク、ISO27001等セキ	証明書

	写し	ユリティー、個人情報保護に関する資格を保有することを証明する文書の写し	
--	----	-------------------------------------	--

## ②提出部数及び形式

提出部数：正本1部、副本は電子データにて提出。

＊副本の電子データを格納した記録媒体（DVD-R）1枚を提出すること。

形式等：企画提案書においては以下の条件を満たすものとする。

- (1) 公正かつ公平な方法で内容比較を行うため、「仕様要件及び企画提案依頼書」の目次に基づいた順序・項目ごとに章立てをして作成すること。
- (2) 日本語の文章とし、難解な技術用語の使用は極力避け、平易な文章とすること。
- (3) 原則、日本工業規格A版の用紙を用いて片面印刷とすること。
- (4) 図は、原則、文章の補助として用いること。
- (5) ページ番号を付すこと。
- (6) 総ページ数は、表紙、目次を含めて50ページ以内とすること。（機能要件仕様書を除く。）
- (7) その他詳細については「仕様要件及び企画提案依頼書」による。

## ③提出期限

令和4年（2022年）1月19日（水）（午後5時必着）

※郵送についても同様。

## ④提出方法

持参（土日及び午後5時以降は受け付けない。）または郵送のいずれかとする。

※郵送により提出する場合は書留とし、事務局に対し、提出書類の到達について確認すること。

## ⑤提出書類の取扱い

提出書類はいかなる場合でも返却しない。

## 6. 選定方法

### (1) 審査方針

- ・審査委員会を設置し審査する。
- ・審査にあたっては、次の審査基準に基づいて提案の内容等を審査し、優先契約候補事業者を決定する。なお、審査委員会の会議は非公開とし、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けない。

### (2) 審査方法

審査基準に基づき、第一次審査は書類審査、第二次審査は面接審査を行い、総合的に採点し候補者を選定する。

### (3) 書類審査

提案者が4者以上になった場合は、面接審査（プレゼンテーション）に先がけて、書類審査を行い、審査基準（仕様審査・提案審査・価格審査）に基づき審査委員会委員の合議により順

位を決定し、上位4者を面接審査実施対象者とする。

- ・システムに求める機能要件について、機能要件仕様書へ記載された内容に基づく書類審査を行う。（仕様審査）（30%）
- ・企画提案書に基づく書類審査を行う。（提案審査）（20%）
- ・見積書（導入年度及び5年間の費用）に基づく書類審査を行う。（価格審査）（25%）
- ・書類審査の合否結果はすべての提案者に通知するとともに、面接審査対象となる提案者には面接審査（プレゼンテーション）の日時を通知する。

#### （4）面接審査（25%）

- ・原則提案者が面接会場に来場のうえ、提案の実現性をプロジェクトの中心的役割となる者から判断し、プレゼンテーションにより提案された内容が本市の学校教育に寄与・貢献するかを審査委員が判断することによって面接審査を行う。
- ・面接審査に必要となる機材（ノートパソコン・電源タップ等）は提案者が準備するものとする。ただし電源・プロジェクター・スクリーンについては、1か所は豊中市教育委員会事務局が準備する。
- ・面接審査では、企画提案書類に基づき、審査委員から質疑を行う。
- ・面接時間は、1提案者あたり概ね30分以内とする（説明時間20分・質疑応答5分程度。設営等の時間も含む）。
- ・追加資料等は、豊中市教育委員会事務局が求める場合を除き不可とする。
- ・面接審査の出席者は、1提案者あたり3名以内とし、本業務に携わる者で、応募事業の事業責任者、事業担当者とする。

#### （5）優先契約候補事業者の決定について

審査の結果、採点結果の合計点が最高点の者を優先契約候補事業者とする。また、最高点が最も高い者が同点数で2者以上存在する場合には、審査基準中のうち「提案審査」の項目の点数が高い者を優先契約候補事業者とし、同項目も同点の場合は、くじにより優先契約候補事業者を決定する。

#### （6）次点以下の決定について

次点以下も（5）と同様に決定する。

#### （7）審査結果の通知

審査結果は、面接審査を行ったすべての提案者に対して、令和4年2月中旬ごろにメールにて通知する。なお、優先契約候補事業者は豊中市教育委員会事務局と仕様並びに価格等の協議の上、豊中市教育委員会事務局の内部手続きを経て、本業務の受託者として決定されるので、優先契約候補事業者の通知をもって本業務の受託者を約するものではない。

### 7. 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ①本案件期間中に、上記「3. 参加資格」で規定する参加資格に抵触するに至った場合
- ②提案上限額を超える提案を行った場合
- ③提出書類において虚偽の記載がある場合
- ④提出期限までに提出場所に提出書類の提出がない場合
- ⑤提案に関して談合等の不正行為があった場合

- ⑥正常な提案の執行を妨げる等の行為があった場合
- ⑦法令並びに豊中市の関係条例及び関係規則に抵触する内容を含んだ提案を行った場合
- ⑧審査の公平性を害する行為があった場合
- ⑨前各号に定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等により、審査委員会が失格であると認めた場合

## 8. 契約の締結

- ①優先契約候補事業者とは、令和4年2月下旬を目途に契約手続きを行う。
- ②契約内容及び仕様については、採択された提案をもとに豊中市教育委員会事務局と詳細を協議する。また、契約内容と仕様、契約金額については、協議の結果、採択された提案と変更が生じることがある。なお、優先契約候補事業者との契約交渉が不調に終わった場合は、次点受託候補者と契約交渉を開始する。
- ③本業務の受託者は、豊中市財務規則に基づき、契約保証金の納付または履行保証契約の締結を行うものとする。（受託者が同規則第110条の契約保証金の納付の免除の規定に該当する場合は除く。）
- ④契約の締結に際し、万一、提出書類の記載内容に虚偽の内容があった場合、契約締結をしないことがあるほか、発注者が被った損害について、損害賠償を求めることがある。

## 9. 留意事項

- ①本プロポーザルに要する経費（提案書の作成及び提出に関する費用等）は、提案者の負担とする。
- ②企画提案書の作成にあたっては、著作権等第三者の権利に対する侵害の無いよう十分留意すること。もし、これらの問題が生じて、発注者は一切の責任を負わない。
- ③提案参加申込書の提出後に本案件への参加を取り下げる場合は、速やかに事務局まで連絡するとともに、辞退届（様式13）を文書で提出すること。
- ④審査及び評価の内容、提案者名等の内容についての質問は一切受け付けない。
- ⑤提出された書類の返却、提出期限以降における書類の差し替え及び再提出には応じない。
- ⑥質問事項の締め切り以降、業務に係る質問は受け付けない。
- ⑦企画提案書類の著作権は、本業務の提案募集の審査結果が確定するまでの間は提案者に帰属する。
- ⑧提出書類等は事業者選定にのみ利用し、他の目的には使用しない。
- ⑨企画提案書類等は、豊中市情報公開条例（平成13時年豊中市条例第28号）に定めるところにより、公開される場合がある。

## 10. 応募先、質問先及び問合せ先（事務局）

〒561-8501 豊中市中桜塚3-1-1  
豊中市教育委員会事務局 教職員課 担当：加藤、西浦  
TEL 06-6858-3204  
FAX 06-6846-9649  
E-mail kyoukanri@city.toyonaka.osaka.jp